

## 第4章 山形県のみんなにやさしいまちづくりに対する主な取組状況

### 第1節 山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度の実施

- 県では、身体障がい者等用駐車施設を利用できる方を明確にすることにより、交付対象者以外の駐車を防止し、身体障がい者等用駐車施設の適正利用を促進するため、平成19年6月から県内に共通する身体障がい者等用駐車施設利用証制度を実施しています。その際には、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者のうち歩行困難と認められる方のみならず、高齢や難病により歩行困難と認められる方や、けがや妊産婦で一時的に歩行困難な方についても利用証の交付対象としております。

平成20年11月末現在で、期間限定の利用証を含め5,928枚を交付しているほか、制度に協力していただいている施設数も、民間施設180施設を含め、529施設となっています。



(左)妊産婦・けが人等用（期間限定・1年未満・橙色）

(右)身体障がい者・高齢者等用（5年間有効・緑色）

### 第2節 ユニバーサルデザイン事例集の作成

- 県では、一人でも多くの県民にユニバーサルデザインについての理解を深めてもらうことを目的に、平成15年3月に「ユニバーサルデザイン事例集」を作成しました。事例集では、県内のユニバーサルデザインの事例や先進地における事例など様々な事例を掲載しているだけでなく、ユニバーサルデザインが単により多くの人々が利用できるようにデザインするのではないことや、利用者・使用者が計画・構想の段階から参加し、そのニーズを取り入れて改善していく視点を重視した参加型のデザインであること、ユニバーサルデザインだけではすべてをカバーできるものではなく、人々が支え合う気持ちを持つことが不可欠であることなど、ユニバーサルデザインの考え方についてわかりやすく説明しています。

### 第3節 生活関連施設に関する適合証制度の実施（条例第17条）

- 高齢者、障がい者等及び要配慮者が施設、サービス等を円滑に利用できる環境の整備を進めるため、条例施行規則に定める整備基準に適合した生活関連施設（特定生活関連施設を含む。）について、請求により適合証を交付しています。

適合証は、平成20年11月末現在で、商業施設等19店舗、福祉施設39施設、その他20



施設の計 78 施設に対して交付されています。

※ 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者等以外の者で言語上の困難その他の理由により日常生活又は社会生活において円滑に行動することに支障があるため配慮を要する者をいう。

※ 「生活関連施設」とは、病院、百貨店、ホテル、飲食店、道路、公園等不特定又は多数の人が利用する施設をいい、「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち一定規模以上の施設で、高齢者や障がい者等が日常生活を営むうえで特に重要な施設をいう。

#### 第4節 ユニバーサルデザインに関する県民の意識調査の実施

- 県では、ユニバーサルデザインに関する県民の意識を把握するため、平成 20 年 9 月に、県内在住の満 20 歳以上の男女個人 2,500 人を対象とする調査（新世紀やまがた課題調査）を実施しました。
- その結果、ユニバーサルデザインという言葉の認知度は約 6 割とある程度高いものの、多くの方がユニバーサルデザインに基づく取り組みは進んでいないと感じていること、また、ユニバーサルデザインに基づいた改善の要望が高いものは、「道路」などの身近なものであることなどがわかりました。
- また、条例について認知している人については、最も認知されている高齢者においても 10 人に 2 人であるほか、「みんなにやさしいまちづくり」を推進のために優先すべきことは、ユニバーサルデザインの考え方の周知促進であり、条例も条例に基づく「みんなにやさしいまちづくり」の考え方も、十分に周知されていないことが明らかとなりました。

